

Title	近世農政思想の一考察：幽谷を継承した人々
Sub Title	Some reflections on the agrar-policy in the last stage of the Tokugawa period (continued) : Okai Rentei (1751-1826) and Aizawa Seishi (1782-1863)
Author	島崎, 隆夫
Publisher	慶應義塾経済学会
Publication year	1959
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.52, No.11 (1959. 11) ,p.935(1)- 949(15)
JaLC DOI	10.14991/001.19591101-0001
Abstract	
Notes	論説
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19591101-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書評及び紹介

カール・ハイント・ライディヒカイト著
『ドイツ労働運動におけるウィルヘルム・リープクネヒトとアウグスト・ベーベル』……………飯田 鼎(五)

エリザベス・アイゼンスタイン著
『最初の職業的革命家、フィリップ・ミッシェル・ブオナロッティ——伝記的評論——』……………飯田 鼎(五)

平田隆夫著『社会保障』……………庭田 範秋(五)

ロジェ・ガロディ『疎外論』……………白井 厚(益)

K・K・クリハラ著『経済発展のケインズ理論』……………西野 義彦(充)

近世農政思想の一考察

——幽谷を継承した人々——

島 崎 隆 夫

近世農政思想の考察を試みつつあるわたくしは、三田学会雑誌第五十二巻第五号(昭和三十四年五月号)において、藤田幽谷(安永三年—文政九年・一七七四—一八二六)の「勸農或問」を中心に、安民論、丁巳封事、丁卯封事等に現われた幽谷の経済思想、とくに農政に関する諸献策の内容を検討した。そこで見出された幽谷の農政思想は幽谷が生存していた時代の国内的及び国際的諸事情を背景とし、直接には水戸藩の藩情に刺戟されつつ形成されたものであって、その持つ内容がいちじるしく農本主義的性格を示していた事実を指摘し、幽谷の思想の歴史的意義について、重要と思われる若干の点を考察して来た。すなわち、幽谷の経世策において論ぜられた主張は支那の儒学的経済学説および蕃山、徂徠等の著名なる先学儒者の経済学説にその根源と根柢をおき、それらの諸学説より多大の暗示と影響をうけて形成されたものであって、直接的には水戸義公

近世農政思想の一考察

以来の「水戸学」の「実学」的な思想的土壌により培われたものであった。幽谷の思想は水戸藩が直面していた財政経済上の諸問題の解決を直接の目標として生まれて来たものであり、水戸藩の農政刷新のための政策を樹立し、その実施を要請した幾つかの献策の中に表現され、とくに「勸農或問」の中に集中的にその内容を現わしている。すでに述べたごとく、幽谷の思想は、当時の儒者の常套的な思想と軌を一にした点が多く見られ、そのすべてが必ずしも彼の創見であったとはいえないが、しかし、そこには国内外の緊急事を前にして往々独自の見解や、時務に適切なる指摘を窺見しうるのである。

さて、われわれが幽谷の思想を検討した場合、幽谷が献策した種々なる経済政策、とくに「勸農或問」にあらわれている経済論策は、その根本において一国の農民経済を涵養し、財政を充実することにあって、「富国強兵」を強行せんとする意図によって貫かれていたものであり、それが終局において当時の対外交渉における「攘夷」の

実行と密接不離なる因縁にあったという事実が注目されるべきであろう。幽谷以後の論者が一層明白なる形をとって此の点を論ずるに至ったのは、幽谷の時代よりさらに時代が推移し、対外関係のもつ比重が一層重要となり、それを解決するために、国内諸問題の变革が緊急事として現実の政治的課題となつて現われて来たことによつたのである。それ故、幽谷の思想を継承した人々が根本においては幽谷の思想をうけつとも、さらに新しい展開を試み、異なった角度からの理論化と実践のための施策を献ずるに至つたのは当然な事といわねばならないであろう。

幽谷は、すでにみたごとく、いわゆる「俗儒曲学」の徒を排撃しつつ、「実学」を唱道し、多くの先学の思想に影響されつつも一家の見識を持ち、「水戸学」を確固たる基礎の上に構築した人物であった。彼は一方政治家として藩政に参画したばかりでなく、他方彼は優れた学者として、あるいは教育者として活躍し、彼の学識と人となりは同時代および彼以後の時代に多くの影響を与え、藩内外の人々に多大の感化を及ぼすに至つた。とくに同時代人として岡井蓮亭、弟子として会沢正志、子息たる藤田東湖及び藩主たる水戸烈公等の人々の思想形成に影響を与え、彼等がその経世策を樹立する上に、幽谷の思想は深く作用し、その核心を形成するに至つたと思われる。幽谷の思想は水戸藩の他の多くの学者、および政治家、さらに他藩の学者、政治家に、大なり小なりの影響を与えた。かくて、

幽谷の懐いた思想—経世策は、その同僚、後輩によつて継承せられ、それぞれ異なつた時代的背景の中で、極めて急迫化した国内外の時務に対応した諸献策として、形を変えて再現せしめられていったのである。

時代は刻々と進展しつつあった。幽谷が生存していた時代に比して、天保度に入ると、国内的にも、国際的にも、事情が急変しつつあった。そこには新しい時代に即した新しい諸問題が、しかも封建社会の基礎を動揺せしむるような緊急な問題が増発してきた。国内的にも、国際的にも、新しい対策が要請されていた。すなわち、天保度に入ると、国内的には、百姓一揆の多発に示されるごとく農村の矛盾はますますふかまり、政治的には大塩の乱を一つの重要な転機として、幕藩体制の苦惱は一層深化し、新しい体制への移行が摸索されはじめていた。幕府はその解決策、建直し案として水野による「天保の改革」を実施するに至つたし、各藩においても藩政改革実施の必要が痛感され、すでに実施に及ぶものも現われていた。しかしながら、これらの改革のもつ性格が復古的であり、反動的であったが故に、直ちにこの危機を救済しうるものではなかった。水戸藩とてもこの例外ではなく、あらゆる形での献策が行なわれながらも現実の政治では思う様な改革は進行しなかつた。幽谷の時代よりさらに切迫した問題であり、当時藩の注目を集めつつあった問題は対外関係の処置、すなわち「攘夷」であつて、この問題は必然に一藩における「富国強兵」への意図を生み出し、その目的達成のため

藩内体制の整備を行ない、さらに体制整備の基礎としての重農主義的農政改革の強行、とくに貧富懸隔を調和するための諸献策が考えられるに至つた。かくのごとく、政治、経済理論が一層重視される結果となつたのである。

ほぼ幽谷の時代に至るまでの水戸藩における経世策は、主として藩内の諸問題を政治的に解決することにその要点がおかれ、まれには対外関係との接触を持ちつつ藩内諸問題が論ぜられた場合もあったが、その中心はあくまで藩内のそれにあつた。しかるに、烈公時代に入ると、対内および対外関係共に急迫し、その緊張の度を増し、そのための論議が一層活発となつて来たといえよう。全般的にこれをみるならば、水戸藩においてこの時期にあらわれた対外関係の議論は「攘夷」論として結実した。「攘夷」の思想は、幽谷の思想の中にすでにその一端をうかがう事が出来たのであるが、時代の推移と共にその思想は発展し、とくに正志、東湖等により理論化され、やがて尊王、尊皇思想と結びつくことによつて、新しい意味が与えられつつ「尊皇攘夷」思想へと展開して行つた。かくて、かかる対外関係の処理、具体的には「攘夷」の実施との内的因縁において、藩内問題(国内問題)を取り上げ、その基調として重農主義の高調、さらに国防充実主義の力説、及び富国強兵のための政教刷新の説を伴つた理論として、其の後の展開がみられて行つた。換言すれば幽谷や蓮亭らの重農主義的思想は、やがて正志や東湖によつて継承され、外夷に対する国防の基礎たる経世策の内容として重要な意味

を持つて行つた。このように藩内の弊政刷新を行なうことによつて、国内の矛盾を解決するために一脈の血路を開き、これを以つて攘夷の実行がはじめて可能となつて来ると論ずるに至つた。この様な展開を示すに至つた水戸学の議論には水戸一藩の時務論的性格から、やがて一國の時務策としての性格が附与されて行つたのである。

(注一) 拙稿「近世農政思想の一考察—幽谷の場合」(三田学会雑誌)第五十二巻第五号所収)

(注二) 拙稿「同」(一九頁)

二

この小論においては、幽谷の農政思想の考察のあとをうけ、彼の思想を継承した人々の思想が検討される。幽谷の思想を継承した水戸藩の政治家、学者の中より、とりあえず幽谷と同時代人である岡井蓮亭(宝暦元年—文政九年・一七五—一八二六)と会沢正志(天明二年—文久三年・一七八二—一八六三)の二名を選び、主として彼等の農政思想を対象とし、水戸藩における幽谷以後の農政思想の展開を検討することとする。蓮亭及び正志と共に、烈公、東湖等に関しても当然考察が加えられねばならないが、それは他日にゆずることとして、烈公や東湖の思想については必要に応じ、蓮亭や正志を論述するに際してふれたいと思う。

幽谷とほぼ時代を同じくして活躍した人々の中に小宮山楓軒、長

久保赤水、岡井蓮亭等がいる。概括的にいうならば、幽谷に比し、彼等の思想はいちじるしくみおとりがしないでもないが、しかし彼等は各々それ相当の見識を持ち、各々幽谷とは異なった領域において活躍したことを見逃してはならない。彼等の農政思想についてみると、幽谷の思想に影響されたと思われる部分が多く、その所論には幽谷のそれと軌を一にするものが存在していると指摘することが出来る。小宮山楓軒（明和三年—天保十一年、一七六六—一八四〇）は周知のごとく民政家として活躍した人物であって、彼は主として地方に関する古来の著書を蒐集整理し、その著書には地方支配に必要な諸事項を詳細に論述した「農政座右」があり、それは農政に関する故事の蒐集考証であり、又友部直夫との合著である「井田集覽」は孟子の井田に関する註釈、考証を主としたもので、ともに独創の見地にはとぼしい。しかし、彼の考証は田地及び貨幣に関する名称、故事来歴などの研究には必要欠くことの出来ぬものであるが、農政思想の面においては特記すべきものは少ない。長久保赤水（享保二年—享和元年、一七七一—一八〇一）は地理学者として、「年貢考」「礼記王制地理図説」等の著述があるが、これらは支那の井田法及び支那古代の制度を主として研究したものであり、彼の政治経済思想としては特記すべきものは少ない。

岡井蓮亭（宝暦元年—文政九年、一七五一—一八二六）は楓軒、赤水に比し、注目すべき見識を持ち、「制産論」を書き残している。「制産論」に現われたる蓮亭の根本思想は幽谷のそれに影響をうけ、

々に良き人を得るかいかなが重要であることを強調して巻をとりて

いる。

蓮亭が理想とあがめる社会、すなわち一藩の政治改革が志向される目標である社会の状態は、当時の復古的な学者が懐く思想とはほぼ軌を一にして、古代支那の唐虞の世（堯、舜の時代）、二帝三王の治（二帝とは堯と舜、三王とは夏の禹王、殷の湯王、周の文武二王、理想的君主の治である）であって、「唐虞の政、治を先にして教を後にす、教乃ち入り易し」という状態であり、その治にはつねに「制」があり、その結果「民其の上に親しむこと、猶ほ手の頭目を捍ぐが如し」である。かかる理想の社会状態は「豈に徒に賦を軽くし、斂を薄くし、能く此の如きのみならんや」と、それはただ単に年貢賦役を軽減することからのみ来たのではない。もし仮に年貢軽減のみを行なうならば逆の結果が生ずる。すなわち「若し徒に賦を軽くし斂を薄くし、民の産を制せざれば、則ち富民益、富み、貧民益、貧しく、上日に斂を薄くして、民日に困衰す」。そこには「民の産を制する」という重要な一施策があったからである。「制産」とこそ蓮亭の最も注目すべき政策の一つであって、彼の著書の「制産論」の名の出る所以でもある。昔は産を制することが行なわれた結果、各々そのところに応じて食し、農商自らつとめて生活するに及び、その間に差等がなかった。「民産業を齊しくすれば、賦を軽くし儉を尚び、以てこれを富ますに足る」という有様であって、これは、当時の経済生活が原始的に、単純に行なわれており、商品・貨

その所論には幽谷と軌を一にするところがあるが、農政論としては注目すべきもの一つであろう。蓮亭名は瑞、通称は富五郎、彼の父兄は文を以って高松藩に仕えたが、蓮亭一人水戸に来り文公に仕う。寛政十年彰考館に入り侍読教授となった。著書には「救民例」、「周官図説」があり、その主著は当時の社会経済問題を検討して文公に献じた「制産論」である。概括的にこれをみるならば、蓮亭は幽谷と同様、重農主義に立脚し、貧農保護を目標に農政改革に努力したもので、その主張は幽谷水戸学の流れをうけいちじるしく「実学」の風が強い。「制産論」を中心に蓮亭の思想の一端をうかがうこととする。蓮亭はまず「制産論」の序において、当時の詞人、儒生の非を痛論する。すなわち、「詞人、世事を遺落し自ら以て通となす。儒生、勢利を絶棄し自ら以て清となす」と。かかる文人、儒者の態度は蓮亭のとらざるところであって、止むをえず経済（経世済民の政治）を論ずるは、「愚、未だ嘗て己れを修めず、亦経済を言ふは、亦彼の固なるを疾めばなり」というところより来ている。ここにも蓮亭の「実学」の気風をうかがうことが出来る。蓮亭が「制産論」の本論において、経済を論ずるに及び、採用したその順序をみると、まず第一に彼は政治において理想となる社会の範を古代にとる。第二にその理想社会と現実社会とのいちじるしい差異に注目し、第三に眼前の悪しき状態が理想社会より如何に転落するに及んだかの根因を史的に考察する。最後にこの弊害を除き、再び理想の状態にかえすための対策を論じ、實際政治に参与し、民と接する人

幣経済のいちじるしい発達をみなかったところより、これを制することが容易に出来た状態を意味していたと思われるが、しかし、後世に至り、社会組織が複雑となり、商品・貨幣経済が発達し、原始的な社会状態とはほど遠い社会になるに及んではかかる状態が破壊され、「産を制せず、民自ら産を作す」に至った。すなわち経済組織が複雑となり、民の各々はそれぞれの職場で自ら働くことにより、相互に自由に競争する経済の場に立たされ、互に相争う。その結果強者ハ富者は勝ち、弱者ハ貧者は打ち破られる。かくて農民間にあつては、富ある者は勝者となり土地を手中に集め大地主となり、又商人は物価の高低を支配することにより富・財の支配者となる。土地を集め、富を積むことの出来た地主・富商は益々富み榮え、これに反し、貧しき者は益々うばいとられて貧者となり、兩者間の階級的差等はいよいよはげしいものとなるに至る。かかる事情は大地主・富商には甚だ都合であるが、他方農民には甚だ不都合の状態である。この様な悪しき状態となるに至ったのは、まさに後世産を制しえない結果より生じたものであると蓮亭は認識したのである。

かかる傾向をさらに一層促進するものに「田わけ」ハ「田地分割」がある。零細なる土地所有者が土地を分け、益々零細となるに及んで、耕作のみによっては生活を維持出来ぬまでに零細化が進む。かくて、この結果は貧困なる農民は他人の土地を賃借し、小作する小作人に転落せざるをえない。「噫、此の如く貧、十家にして九、皆是れ他家の田を耕す」、しかも小作人の負担は益々重い。「大凡他家

の十を耕し、田主に二三を納る。今五公五民の地、二を加へて七となす。況んや七公三民をや、小民何ぞ食することあらん」という有様である。「水旱蝗疫の歳に逢へば、必ず田主の財を貸り、息を加へて之を納む。先貸未だ了らず、後貸再び之に重なる。其息実に幾許ぞ。」益々貧者の貧を増す所以である。ここで蓮亭が貧困第一の因としてあげたのは土地制度、すなわち地主による土地集積と小作制による搾取とである。貧困第二の因として「豪商の権」を蓮亭は認識した。商人は「分粟の直を低昂す」。商人こそ物価の高低を支配し、まず農民の生産する米粟を安値に買取り、しかる後に之を高値に他へ売却し、利益を独占する。その結果は「其の勢、富者は益々富にして、貧者は益々貧なり」である。農民にのみ悲惨な状態が残る。「烈女駅路の娼となり、悪少之を玩弄す。孝子馬前の卒となり、食吏之を鞭撻す。繩戸月漏れて、衰老無席の簀に臥す。艸徑霜零ちて、癡疾向陽の洞に蹲る」と。かくの如き状態においては質儉の勵行も民を富ますことが出来ず、いたずらに大家の富を益し、賦の軽減もまた同様に貧者の救済とならない有様であって、民の收入たる俗吏は大家のために便を与え、民の困難を顧みず、大家より貧民の借金は益々大家を富裕ならしめる。かかる事情が存在する限り、賦の軽減も、力勉も、余田を分つことも、錢を貸すことも、共に貧民を救う所以ではなく、富者をして益々富ましむる結果となるに至ると蓮亭は論じたのである。

かくの如き弊が社会に存在する時、これより民を救済せんとする

には、まずその弊が正しく認識され、それに対して広く衆智衆言を尽さしむる様に政治があらためられれば、「若審らかに其の勢を導かば、窮民漸く休すべし」と。蓮亭はここで彼の経世策を具体的に展開する。蓮亭は「救民の勢、似して其の四を得たり」と。「(1)富者勝を好む。級を以て富に換ふ、積みて能く散す。(2)貧者利を好む。利を以て和を助く、四窮自ら安きを得たり。(3)貧者財を借る。之を貸して息なければ、則ち産を失はず。(4)富者力を借る。課して田に換ふ、漸く田を齊くすべし。」この四策を蓮亭は時務策として考えたのである。

第一は民の欲するところの官、禄、財、爵のうち、第四の爵を富者に与えて財に換うる方法である。級(位階)を与えることによつて財と交換し、財を集めることは、富者自身が財を持ち、位階を欲しているところから、楽しみてこれを為すという、この欲望を利用して財を集める方法である。しかしこの場合、富者を武士階級に加えるのは不可であつて、民の級を制してそれを与えるのみである。そこで集められた財を君上の用に使用せず、救民のために使用するに至れば民はその政治を謳歌する。かくて、級(位階)を与えて財を集め、又土地を分たしめれば、地主、豪商はよるこんで民財を出し、民田を分つに至るであらう。

第二に、利以て民利を導くということは、級を与えて得た富豪の金を活用して、苦しむ人々を救い、和をうることである。老いた独身者、病者、片輪者、孤児等に生活の資を与え、又近隣教家のも

のを免税し、以て鰥寡、孤独の人を養わしめる。「利を以て其の義を導けば、教へずして是に和す。若し能く富民の財を正し、以て四窮の沢となし、或は山川の利を撥りて、以て冗富の田を買ひ、或は民の罪ある者は身を取めて富家の役となし、田を取めて官家の田となす。漸く余夫の法に復し、以て四窮の民に仮す。今四窮の人を主とし反つて其の利を得。是利反つて義に導く。」と。

第三、元來貧民は生活に窮して成熟する以前に米穀を売らざるをえない。そこで貧民に利息を取らずして金品を貸与する方法が考えられる。余冗の財をとり、富民の財を制して、それをもとに貸与する。具体的には「義倉の制」(其法、官家の倉を造り、粟を買ひ、之を蓄へ、水旱蝗疫の歳を俟ち、貸を出し以て民を賑はす。厚禮堅卓の歳を俟ち、息を少くして之を納めしめ、官他に粟を用ひず、吏其の間に姦なくんば、漸く其の息を積み、息粟民を周ねくするに足る。乃ち其息を止め、唯だ厚粟の数を納めしむ……)及び「錢幣の倉」(義倉の制と同趣意のもので、米粟を廉価の時に買い、相当の値にて売却し、その得た利益を蓄積し、錢幣を貧しい農民に貸付け、その利息は極めて少額である)、「買田の法」(富者から土地を買いて官有となし、貧者が土地の売却にせまられた時これを救い、遊惰無頼の者より土地を一時納め、富民の奉公人とし、改心の時に返却する。かくて小作農を少なくし、自作農を維持することを一つの目標としている)の策をあげている。

第四、占田が行なわれているところから、田は皆富者の有となり、

貧民には田がない。それ故民は働くことが出来ず、収入なく悪事に走るは必然である。そこで貧民をして富家に服役せしめ、年限を定めて働かせる。しかる後、田を分ちて貧民に与える。遊惰無頼の者は年限を定め、力量に応じて田を分配する。力量あり勉勵する者にはより多くの田を支給する。かくて二十余年にして小家の者も産をなすに至る。この場合田を分つ富者には級(位階)を以て賞するのである。この方法もまた小作農を減じ、自作農を増加せしめ、貧富の懸隔をなくさんとする策である。

最後に「凡そ是の四つの者は、益となり、害となる、亦其の執行の人に在り。」という見地より、具体的に右の四策に直接関与し実行に移すところの地方小役人、里正の人の選出を慎重にすべきことをいう。民の声を聞き、徳ある人を選び出す方法として「餉項の簿」(竹でつくった文書を入れる小箱、投票箱)をもうけて民意を得ることに注意すべきである。

以上、蓮亭の思想を「制産論」を中心に概括して来たのであるが、その策の実施は、なかなか容易の業ではなく、それを徹底して実行するに及べば封建制そのものの存在にかかわる諸問題に展開する性質を持つていた。又、蓮亭が、現実の社会の悪弊として指摘した地主—小作制の形成・発展と、商人が権勢を支配することは、根本的には「米遣い経済」が、中期以降「錢遣いの経済」に移りつつあったことの結果であり、このことはおくれた地帯においてすら、農民が何等かの形で小商品生産に参与し、錢を中心とする生活に移りつ

つあったことの結果として農村内部の貧富の懸隔の発生・深化が進みつあったことの認識でもあったのである。

(注一) 岡井蓮亭「制産論」は「日本経済大典」第四十八巻にあり、原文は漢文である。なお高須芳次郎編「水戸学大系」第三巻には、説下し文に改めた「制産論」がおさめられている。
(注二) 岡井蓮亭「制産論」(「水戸学大系」第三巻) 三九〇頁。原文は漢文である。以下の引用は「水戸学大系」第三巻による。

三

会沢正志(天明二年—文久三年・一七八二—一八六三)は藤田東湖(文化三年—安政二年・一八〇六—一八五五)と共に、師藤田幽谷の思想によって多くの影響と感化をうけ、実践において、また理論において、はなばなしい活躍をした幕末の一人である。正志は常陸国久慈郡諸沢村の出身で、名は安、字は伯民、通称は恒蔵とい、正志斎(後に憩斎)は筆名であり、幼少から英才を以って知られ、少年時より幽谷に師事し、その学才は群を抜いていたといわれた。正志は師幽谷の推薦により彰考館の写字生となり、後江戸に出張して留守居役のもとで働き、水戸にかえり、歩士の列に加えられる諸公子の侍読に任せられ、其の後昇進して進物番となる。烈公が藩主となるに及び、正志は抜擢されて郡奉行、通事、調役となり、彰考館総裁に任せられた。天保十一年正志は弘道館総裁となり、小姓

頭に任せられ、禄二百五十石をうけたが、天保十一年烈公が幕府から謹慎を命ぜられると、正志は致仕した。烈公が再び召出されるに及び、正志も再び烈公に仕えて禄百五十石をうけた。幕府が攘夷令を發布するに及び、正志は「新論」七篇を書き君公に捧呈した。安政二年將軍家定が諸藩の老儒を召見した時七十四歳の正志もその中に加えられ、この時に正志は小姓頭総裁、新番頭を命ぜられた。安政四年藩主の命により弘道館の学則の制定のため力を尽し、藩主のもとにあつて、政治・教育に従事しつつある間に、常に正志は著述に専念した。彼の著述には「新論」「下学邇言」「迪彝篇」「乃門遺範」「草偃和言」「退食閒話」等がある。正志が世を去ったのは文久三年七月であり、時に八十二歳であった。正志が藩内外において活躍した時代は、幽谷の時代に比し、社会経済ならびに外交上の諸問題がはるかに急迫化しつつあり、幕藩体制の危機は一層深刻なものとなりつつあった。それ故、正志は幽谷とはおのずから異なった視角より、当時の時務に対処せんとする諸方策を樹立・献言するところがあった。とくに、正志の思想を考察する場合、東湖の場合と同様に、水戸学を貫き、やがて幽谷においてやや明白なる形をとって現われるに至った「攘夷」の理論が一層理論化され、実践と密接に結びつくに至ったことがまず注目されねばならない。

正志の根本思想は幽谷と同様に全般としては「実学」の唱道であり、攘夷との関聯において政治の核心を民生経済の安定におく。これらの政策を支えるところの思想は、「政教一致」であり、「祭政一致」

の要請であったというる。彼は、政治の三大要素として、支那儒学においてとかれている経済原則としての「利用、厚生、正徳」の発端を重視している。これはまさに幽谷の「利用、厚生、正徳」の三大徳目をそのまま継承したものであつて、その主旨をさらに眼前の諸事実にあてはめ、さらに理論的に深化したところにいちじるしい特色をみることが出来る。すなわち、正志は師幽谷の「庶・富・教」の思想を継承し、さらにそれを徹底せしめて行くところに政治の本領があるとみたのであるが、正志の場合には、幽谷に比して、これらの政治の本領を支え、それを貫いている、統一ある根本原理への探求に一つの焦点があつたことが重要であり、さらにこの原理は儒教と日本神道との結合という形をとって形成されて行った。それ故、正志の理論の中には国学の一派と趣を同じくする点が存在していた。すなわち、政治の理想を古代日本の政治に求め、そこにおいてこそ政教、祭政が一致し、政治の理想が実現していたものとみるのであつて、中正、公正の政治はまさにその時代の政治に求められていた。しかるに、正志によれば、「時勢の変」と「邪教の害」とにより、古代社会の理想の精神が次第に破壊せられ、ついに政治は腐敗、墮落し、眼前の矛盾多い社会となった。かくのごとく、正志の場合においても、その理論を展開する思考の順序は岡井蓮亭の農政論を考えた場合と同様に、まず理想の社会を想定し、その理想の社会が如何なる原因で、如何なる歴史的推移をたどりつつ崩壊したか、そして現実の悪弊多い社会に至ったかを考察することによつ

て、その根因を探り出し、かくて、その根因に対応するための時務策が論ぜられている。正志のとった矛盾克服の方法は、いちじるしく復古的な形であった。彼は、復古により矛盾を改革し、政治革新への方向を探ったが、それらに貫く根本思想は祭政一致、政教一致に基礎をおく復古的思想であり、さらにそれを支えるものとして「神人合一」の思想が展開されるに至った。この様な根本思想を懐きつつ、現実の矛盾多き社会を革新するために「利用、厚生、正徳」の三大徳目を発現するには如何なる方法を行なつたらよいか。これをみるために、わたくしは正志の「新論」に現われた思想の若干を検討し、正志がとくに農政に関して展開したところの諸思想を考察しよう。
正志は「新論」の冒頭において、「今、西荒蛮夷は脛足の賤を以て、四海を奔走し、諸国を蹂躪し、眇視跋履、敢て上国を凌駕せんと欲す」と述べ、わが国がまさに西方勢力の来寇の危機に瀕している現情に目をむける。この危機に対してわが国は如何に処したらよいか、ここに「新論」を著わすに至った正志の目的がある。国を守る所以の道は「吾が治化治済し、風俗淳美にして、上下義を守り、民は富み兵は足り、強寇大敵と雖も、之に應じて遺算なからしめば則ち可なり」であり、かくのごとき状態におかれているとするならば如何なる難といえども避く事が出来るのであるが、現実の諸状態はこれと異なることはなほだしい。それ故「臣、是れを以て慷慨し悲憤して自ら已むことあたはず」と思い、正志は「敢て国家の宜しく恃むべき所の者」を陳べんとするのはここにその理由があると

いう。この様な意図で、しかも外交問題により刺戟されて発せられた正志の議論は外夷の来襲、それに対する「攘夷」の強行、さらにいわゆる「富国強兵」施策とが、一応密接なる内的関聯を以て結びつけられている。さて正志が「新論」において主に論ぜんとするところの項目は「一に曰く国体。……二に曰く形勢。……三に曰く虚情。……四に曰く守禦。……五に曰く長計。……是の五論は皆、天の定まって、而して後に人に勝つことを祈る所以のもの」であった。正志は国体以下の項目を次々に「新論」において論及するのであるが、今ここでは、それらを詳述することをやめ、ただ正志の経世策、就中農政に関する所論を整理検討するに必要な範囲にとどめ、それによって正志の農政論の構造とその性格の一端をみることにする。

まず正志は「国体」を論ずるにあたり、古代日本が祭政一致を以って国是となし、理想的政治を実現していた所以を論じ、「夫れ、神聖の国を建つるや、此の如くそれ固し。沃を流すや、此の如く其れ遠し」と。しかしながらかかる善政にも自ら弊がともなう。「今夫れ天下の弊は、指を屈するに違あらず。然れども概して之を論ずれば、其の大端は二あり。曰く時勢の変なり。邪説の害なり。」時勢の変と邪説の害とによりわが国の理想的政治秩序は混乱し、その弊害はいちじるしくなった。それ故「枉を矯め、靡を挙げんと欲するには、二端のもの、之を審詳せざることを得んや」と。まず「時勢の変」であるが、「大祖神武天皇は既に天下を定め、国造を封建し、

踵いで作り、巫覡の流あり、浮屠の法あり、陋儒俗学あり、西荒耶蘇の説あり、及び他の化を淆らし、俗を傷る所以の者、故拳に勝へざる」有様となった。そのいちじるしきものは仏法の害であり、近世の陋儒俗学であり、異国人の邪法（耶蘇の法）であり、蘭学の弊であるという。とくに最近時における蘭学者の害毒は甚だしく、それにより人心はたぶらかされ、以って国をあやふくするものである。かくて正志は攘夷を主張し、幕府が攘夷を命令したことに組するのである。

右にみて来たごとく、古代の理想の社会は時勢の変や邪説の害によりそこなわれ、いまや社会はその弊につつまれつつある。正志はこの社会の悪弊を断たんことを願ひ、それを革むるの道を探り、その方策を樹立すべきことに努力した。「今、時勢の変や、邪説の害や、天下其の弊に勝へずと雖も、而も之を更張せんと欲せば、之に処する所以の方、何如を顧みるのみ」と。

第一に問題となることは武士階級の処置であり、その貧困を解決し、弱化を齎正することが攘夷の目的に合致することより、その悪弊の因とその処置を論ぜんとした。武士階級が城下町に居住するようになってから発生して来た諸の悪弊に対する救済策として「武士土着」の必要を論じて来た者は、熊沢蕃山以来数多く、获生徂徠もまた武士の境遇を「旅宿」と対比して兵の弱化を患えて土着を主張して来た人である。正志もまたわが国の兵制の推移を論じ、昔は「兵は地着」であったが、其の後兵制は二転三転し、徳川の世となるに及

人神を司牧せしめ、旧族・出家、悉く之を維く名位を以てし、而して土地・人民は悉く朝廷に歸し、天下大に治まる」という状態より漸次変転し、「紀綱漸く弛み、或は背叛する者」が出現して来る事情を正志は史的に考察した。眼前の悪弊ある社会（江戸末期の狀態）は正志の目に「然れども昇平已に久しければ、則ち倦怠随って生ず。天下有士の君、生れながらにして則ち逸し、兇荒の備へなけれども、而も之を恤ふるなく、姦民の横行するも、而も之を禁ずるなく、戎狄辺を伺ふも、而も之を慮ることなきは、土地・人民を棄つるなり。天下の士民は唯だ利をこれ計り、忠を尽し、慮を竭し、以て国家を謀るを肯んぜず、怠傲放肆、以て乃祖を忝しむるは、君親を遺るるなり。上下交々、遺棄せば、土地・人民、何を以てか統一し、而して国体はそれを以てか維持せんや」と映したのである。かかる事情がそのよって来るころのものは「時勢の変」であり、その「弊の宜しく革むべき者を審に」することが時務策を樹立するための必要なる前提である。次に「邪説の害」とは何か。昔は「神聖、既に神道を以て教を設く。民心を輯取する所以のもの、専ら一に出で固より成規あり。而して天に事へ、先を祀るの意、之を後世に伝へて、民は本を報じ、始めに反るの義を知れり」であり、応神帝の時、「周人の経籍を得て之を天下に行ふ。其の書は、堯・舜・周・孔の道を言ふ」經典が輸入せられて、「其の教は天分人心に本づいて、忠孝を明らかにし、以て帝に事へ、先を祀る」という事情であった。しかし其の後の時代の推移に従ひ、いまや「異端邪説相

び天下の膏血を画し、以て武士を養ふ」状態に至った。その結果、「武士の聚まる所は貨財も亦聚る。貨財の聚まる所は商賈も亦聚る。商賈は時好を趨ひ、花利を逐ひ、珍怪、奇異なるもの、備はらざるなし。猛将、勇士をして戦伐を忘れ、昇平を樂しましむる所以は、固より宜しく是の如くなるべしと雖も、其流弊に至っては、則ち僭奢の風をなし、情に觸れ欲に従ひ、礼儀を知らず。故に富みて教なくば、則ち驕淫、蕩佚、至らざる所なし。是を以て富は溢れて貧を生じ、貧と弱とは相依る。貧にして奢れば、則ち生を営むを慮る。生を営むことを慮れば、則ち貨財を顧る。故に貧にして教なきときは、則ち利を見て義を忘る。是を以て上下交々利を征りて、復た廉恥なし。国に廉恥なくば、則ち天下に生氣なく、而して弱形見はる」と。かかる形勢より武士は次第に寡弱となり、よくその任にたうることは出来ない。元来「兵は地を守る所以にして、地は兵を養ふ所以なり。兵と地とは相離るゝを得ず」。ここに武士を地にかえす方策を生むのである。武士を城下の近傍に居住せしめ、奉公人を以て耕作せしめて武士自身自給の生活を営むか、あるいは武士を遠隔の地に居住せしめ、平常無事の時学文講武に精勵し、非常の時君側に馳せ参ずるのであって、居所の周辺の農民の労働力を用いて農耕に従事せしめ、自給をはからしめるのである。共に、武士自ら耕作をなすの意ではなく、農民の労働力を利用し耕作せしめる中世的農業経営の在り方を理想として想定しているものごとくである。

さて、正志は、社会における経済事情に着目し、富、生産、消費、貨幣、物価等について論ずるところがあった。全般として新しい創見とはいえないが、経済論として注意すべきであろうか。まず一國の富についての正志の見解をみよう。正志は「其の富なるものは、即ち天地の富に因るなり。後世に至りては、則ち天下の富は稍稍分散し、一転して武人に移り、又、転じて市人に歸す。而して天下、其の弊を受くる所以の者は枚挙に勝へず」といい、昔は「天命を畏れて地力を尽す。人心と天地とは一にして、同じく其の富を受く。」有様であったが、やがて世は移りその富を利するものが現われて来た。とくに、武人が土を離れて生活する時代に至ると、生産に従事する者を減じ、不生産者、消費者のおびただしい増加となる。ここで生産は五穀の生産を主とする農のみが念頭におかれ、他はすべて不生産的のものとみなされる。工商の徒、閭民、僧徒、乞丐の類、博徒、巫医卜筮、俳優、雜劇、さらに米穀を消耗するものとして、酒、餅、餌、麩の類、四方の運輸、火災・波瀾による損害、さらに米生産をさまたげるものとしての茶藨、紅・茜・蔗・梨の類をもあげる。かくて年々の米生産は豊穰ではないが、しかし天下には常に穀が多いという矛盾になやむ。「夫れ、天下の米穀は、未だ營て多からず。而も甚だ多きが如き者は、其の勢の之をして然らしむるのみ。正志は一般に「物は散じて之を各所に蔵すれば、其の勢は多しと雖も、未だ其の甚だ多きを見ることあらず。聚めて之を一所に陳ねるときは、寡しと雖も亦、猶多きが如き」は自然の勢であ

るとみて、これが現実の農村と都市の間、米穀の多寡にその矛盾をあらわしていることをつく。すなわち、米穀多くとも万家がこれをわけて蔵する状態なれば決して米穀は多いという現象をあらわさぬのであるが、武士が城下にありて生活のために米穀を市場に売り、農民もまた奢情であって生活のため米穀を市場に売る。かくて米穀は市場に多く、それに従って米価はいよいよ下落するを以て、より多くの米穀を市場に売らざるをえず、米価は益々下落する。そのため民は流亡し、地は耕作されずに放棄されるが、年貢は減少せず、そのためますます多くの米穀を売って、農村には全く米穀をとどめず、都会にのみ米穀が多く集まる結果となる。しかし、「都会も亦多く無用の穀を儲ふるあたはず。故に都会の穀と雖も、亦以て都会人を養ひ、稍々余りあるに過ぎざるのみ、其の実は甚だ多からざるなり」。この様な有様は、結局において、都会も地方も共に米穀不足に苦しむ実情であって、「天下の穀は未だ營て多からず。而して、都会の穀も亦、甚だ多からざるなり。」と。さらに、これらの現象は米穀、貨幣、物価の關係によって一層複雑なる現象を示して来る。米穀の値低きと百物の値甚だ貴きことを論ずる。斗米の価が一衣服の値にあたいするのは、百物の価があまりにも高きためである。一婦人の首飾が中農一家の産にあたるというのは、「これ百物の皆貴き所以にして、米穀の独り賤しき所以なり。」というところから来るのである。さらに「貨幣は輕重を權る所以なり。物多ければ則ち物輕くして金重し。金重ければ則ち、其の数は寡しと雖も亦用に乏

しからず」といい、貨幣數量説的説明を加えている。「貨幣多ければ、則ち百物は輕し。輕ければ則ち百物は随って重し」という。貨幣の數量如何によって百物の価の輕重が生じて来る。しかるに、市井の人、工商の徒は物を取り扱い、百物がいよいよ重くなつて貨幣はこれに比して輕くなり、それ故、貨幣は價值が低いために多く出廻つていても乏しきがごとき有様となる。かく百貨を取り扱い、貨幣の價值を支配するところの市井の人は益々富を蓄積し、金權が大いにその支配の權をふるい、他方消費者の出費は莫大となりてついに「有邦、有士の人と雖も亦、給を富人に仰がざるはなし。豪姦大猾、貨利の權を操り、王公を股掌の上に愚弄す。是に於いてか天下の富は遂に市人に歸せり。」と。かくのごとき事情はまことにうれべきものであり、これを改革する事の必要を痛感していた正志は、根本において米穀の自給自足の状態が到来することを希望する。ましてや米穀を輸出して巨利をえんとする者を制し、民が米穀を自ら蔵する事の出来るようその対策を適當ならしむることを主張する。「今、民をして之を蔵せしめんと欲せば、其の措置の方と制度の宜しきとは、固より一にして足らず。苟も能く穀の宜しく海内に蔵むべきを知り、然る後に挙つて之を行はば、措置、制度の事機に適ふ所以の者は、得て施すべきなり、穀蔵まる所あつて、民困まらざるときは、則ち民に恒心あり、民に恒心ありて後、以て之をして天命を畏れ、地力を尽し、天地の富に因つて、天祖の賜を受けしむべきなり」と。

正志は「新論」下において、「攘夷」の実施を根底におき、如何にして「国家を守り、兵備を修むるか」の和戦の策を論ぜんとする。すでに外国は通市を以て我にせまつて来ているが、通市の害を知つてそれを拒否し、国家の守禦の策を論ずるのである。その守禦の策は「夫れ、天下、宜しく釐革すべき者は四つあり。其の一に曰く、内政を修む。其の日は四。士風を起す。奢靡を禁す。万民を安んず。賢才を擧ぐ。奢靡の國における士民は貧しく、風俗はこれわれ、士風はおとろえる。如何にして士風を興すべきであるか、「財を理め、辭を正し、入るを量りて出づるをなす。邦用に常あり、尊卑に分あり。身は自ら群下に率先し、宮壺を治め、府務を清め、冗官を損し、煩苛を除き、土木玩好の費を省く」ことを根本に、奢侈の風を改める事を論ずる。次に万民を安んずるの法は、「農は民命の係る所なり。故に未を抑へ、本を貴び、産を制し、織を頒ち、時に使ひ、斂を薄うし、田里を均しうし、兼併を除き、姦民を去り、罷好を懲らし、情好を通じ、患難を恤へ、其の什伍を明らかにして之に保を教ふ。富庶にして孝弟、老幼孤寡をして、収養する所あらしむ」であつて、これは古人の論ずるところであるという。しかも民を導くに空言を以てせず、実事を以てする必要をさとす。この安民は正志の創見にかかるものではなく、当時の学者のとなうるところを論じたものである。

「其の二に曰く。軍令を飾ふ。其の目に三つあり。驍兵を汰し。兵衆を増し、訓練を精うするなり。」具体的に強兵を訓練する原則

を論じている。

「其の三に曰く、邦国を富ます。」人君はおおむね高傲驕奢にして、誅求常なく、財を用いること制なくして、以って自ら貧困を致すことが多きが故に、人君自らめざめ、「士風を興し、奢靡を禁じ、百姓を安んじ、賢才を挙げしめ、節するに制度を以てし、財を傷らず、民を害せず。其の国は豈に富み、且つ強からざるあらんや」と。さらに、邦国が貧困となる根因は、糶糶の権が商賈にあり、武士階級はそれに依存する。一般物価は高騰し、必需品の大部分はこれを商賈より購入せねばならない。しかも大名は江戸に居住し、民もまた故郷を離れ、農を捨て、野は荒蕪にまかされる。かくて貧困が必然に來るといふ。それ故に、「今、貧を転じて富となさんと欲せば、固より習俗に拘ることを得ず。俗以て靡すべからざるとなして、靡せざるべからざる者あり、以て必ずしも興さずとなして、興さざるべからざる者あり。斟酌損益、虚文を去りて実功に就く。亦、英雄の時を相弛張する所以の権衡なり。」といふ。

「其の四に曰く、守備を班つ。」戦時を予想してそれぞれ守備の位置を論ずると共に、軍備を論ず。とくに「屯田の制」を論じ、兵士の土着を論じている。さらに海戦を論じ、火器を論ず。これら軍備を取り扱った後において正志は、とくに軍需品の問題に言及する。不慮の変に應ずるために、硝黄・膠漆・皮革・泉麻等水土の産するものを諸國にて多く生産せしめ、甲冑・干櫓・刀劍・槍槊・弓矢・銃礮等人工の軍備品を常にそなえ、金・銀・銅・鉄・鉛・錫・玉・石

等山より産するものを不必要なる利用にまかせず、凡て軍用を第一に考ふるべきことを論じ、金銀の輸出を禁じ、実用に益なき方面での使用を禁じる。これらの中で最も貴重なるものであるのは、米穀であり、それは「民命の係る所、軍旅にありて、糧食、これより重きはなし」である。それ故米穀を蓄積するためには「其の本業を務め、米穀を貴び、之を民に蔵し、之を國に儲ふこと」が必要である。かくて淳民を農にかえし、米の他用途に転ずることを禁じ、水田を他用の品を植付け農を妨ぐることを制限し、さらに「常平の倉」「平準の器」の設置の必要を主張する。又「義新の倉」の制をおこす。等々「凡そ是の如きの類、古今の経制に各々宜しき所あり、能く其の凶荒軍旅に益ある者を撰びて、尽く之を行へば、嘉穀は海内に盈溢し、海内の元氣は、以て餒うるなかるべきなり」と。

正志はその思想において、根本は農本主義であり、商工階級に対してはその弊があまりにも大なるが如く目に映じて来たところより必ずしも正当にその社会的意義を認識しうるどころではなかった。むしろ天下の金権を支配するものとして、商工階級に対して幾分かの反感を懷き、その施策がいちじりしく農本主義的となったのは、正志の思想ならびにそのおかれた事情よりしてけだし当然の事であった。正志は商工階級がかく金権を支配し、それにより奢侈に傾く傾向にある事を指摘し、彼の経済論は多分に筋用、節儉を主張する傾向無しとしないが、しかし、その論者のたてかたにおいて、すで

に述べたごとく攘夷―富国強兵―社会の悪弊の除去という一聯の内の結合を見出しうる点において注目すべきものがあり、彼以後の論者にも少なからざる影響を与えたものといいうるであらう。勿論正志においても、民政を統制する方法として「周記」や「孟子」の説を利用し、彼独自の見解を示すこと少なく、その議論もやや具体性を欠き抽象性にながれていた。しかし、日本の現実の政治経済にそれをあてはめ、神道との思想的結びつきの上で、支那の儒教的要素との調和を試みんとしたことは、幽谷と自らその行方を異にした。

農業に関しては一層具体性を失いつつある方向は、さらに展開せしめられると一種の精神論に惰する危険をも蔵していた。(未完)

(注二) 会沢安著「新論」(高須芳次郎編「水戸学全集」第二編、会沢正志集)二頁。以下の引用は特別の注がない限りすべて「新論」よりの引用であるが、引用頁は省略する。

(昭和三四年九月二十日)